

令和4年度第1回 埼玉県環境影響評価技術審議会

令和4年6月7日（火）

午後3時00分開会

○事務局（赤松） それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和4年度第1回埼玉県環境影響評価技術審議会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます埼玉県環境政策課、赤松でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回はウェブ形式で行いますので、会長及び発言いただく委員以外の方は、常時、画像をお切りいただくか、静止画を表示いただくかのどちらかとしてください。また、音声は常時ミュートにしています。発言される場合に画像を表示し、会長の許可を得てからミュートを解除して御発言いただくようお願いいたします。

次に、資料を確認させていただきます。資料は、事前にメールにて配付させていただいておりますが、次第のとおりでございます。

さて、当審議会の第20期委員に御就任いただき、初めての審議会となりますことから、通常であれば委嘱式を実施させていただくところでございますが、新型コロナウイルスの対応もでございます。ウェブによる審議会と本日させていただいたことから、委嘱状につきましては郵送により交付させていただきました。

また、ウェブによる審議会ということで、委員の皆様も直接顔を合わせてお話しすることができない状況となっております。そこで、大変恐縮ではございますが、お配りしております出席者名簿の順に自己紹介をお願いしたいと存じます。

それでは、五十音順に私からお名前を読み上げさせていただきますので、自己紹介をよろしくお願ひします。

それでは、朝賀委員、よろしくお願ひします。

○朝賀委員 ただいま御紹介にあずかりました、創価大学法学部の朝賀広伸と申します。大変にお世話になりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（赤松） 続きまして、安藤委員、お願ひいたします。

○安藤委員 国立環境研究所、生物多様性領域の安藤と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（赤松） 石川委員、お願ひいたします。

○石川委員 埼玉大学理工学研究科の石川と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（赤松） 岡委員、お願ひします。

○岡委員 森林総合研究所四国支所の岡と申します。専門は野生動物管理、審議会での担当は動物、生態系です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（赤松） 加藤委員、お願ひいたします。

○加藤委員 東京都環境科学研究所の加藤と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（赤松） 続きまして、神山委員、お願ひいたします。

- 神山委員 東洋大学の神山と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。
- 事務局（赤松） 栗島委員、続きましてお願いいいたします。
- 栗島委員 芝浦工業大学建築学部の栗島と申します。専門は廃棄物政策とライフサイクルアセスメント等の温暖化対策になります。よろしくお願いいいたします。
- 事務局（赤松） 続きまして、坂本委員、お願いいいたします。
- 坂本委員 国立環境研究所の坂本と申します。専門は昆虫です。よろしくお願いいいたします。
- 事務局（赤松） 関口委員、お願いいいたします。
- 関口委員 埼玉大学の大学院理工学研究科の関口と申します。専門は大気、特に大気環境科学を専門としております。よろしくお願いいいたします。
- 事務局（赤松） では、寺内委員、お願いいいたします。
- 寺内委員 日本環境衛生センターの寺内と申します。よろしくお願いいいたします。
- 事務局（赤松） それでは、原委員、お願いいいたします。
- 原委員 立正大学地球環境科学部の原美登里と申します。専門は水文学です。今回は水象を担当させていただきます。よろしくお願いいいたします。
- 事務局（赤松） 広木委員、お願いいいたします。
- 広木委員 広木です。3月までは国立環境研究所にございましたけれども、今は立正大学に所属となっております。専門は土壌と生態系ということです。よろしくお願いいいたします。
- 事務局（赤松） 星野委員、お願いいいたします。
- 星野委員 星野順子です。東京環境工科専門学校の講師をしております。審議会では植物、生態系ということなのですが、専門は植物と植生ということになります。よろしくお願いいいたします。
- 事務局（赤松） 町田委員、お願いいいたします。
- 町田委員 皆様、こんにちは。東京農業大学の町田と申します。専門は景観となります。どうぞよろしくお願いいいたします。
- 事務局（赤松） 松本委員、お願いいいたします。
- 松本委員 埼玉大学の松本と申します。よろしくお願いいいたします。振動を担当させていただきます。よろしくお願いいいたします。
- 事務局（赤松） 御法川委員、お願いいいたします。
- 御法川委員 御法川と申します。法政大学理工学部です。担当は騒音でございます。よろしくお願いいいたします。
- 事務局（赤松） 自己紹介ありがとうございました。

なお、内村委員、矢部委員におかれましては、本日所用のため御欠席となっております。

それでは、続きまして、開会に当たりまして、環境部環境政策課長の鶴見より御挨拶申し上げます。

- 環境政策課長 皆さん、こんにちは。環境政策課長になりました鶴見と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、令和4年度第1回埼玉県環境影響評価技術審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。先ほど司会から申し上げたとおり、本来

であれば年度当初に委嘱式を実施させていただくところでございますが、新型コロナウイルスの感染拡大の状況も勘案いたしまして、このようにウェブによる審議会を開催させていただきました。皆様には、技術審議会委員を快くお引受けいただきまして、心から感謝申し上げます。今後2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本県の人口は今後さらに減少し、75歳以上の高齢者人口が全国で最も速いスピードで増加すると言われており、かつて人類が経験したことのない超少子高齢化社会に直面しております。そのため、現在コンパクト、スマート、レジリエントの3つの要素を盛り込んだ埼玉版スーパーシティプロジェクトによる持続可能なまちづくりを推進しているところでございます。環境影響評価制度につきましては、多様なステークホルダーを巻き込みながら、環境保全上のよりよい事業計画を検討していくという点で、まさに持続可能なまち、持続可能な社会を実現していくための有効な手段と考えております。皆様方の御専門である大気、水質、廃棄物、生物など、環境保全上の様々な観点からの御審議は、その事業の持続性ととも、暮らしやすい埼玉の基盤となる環境の持続性を高めていくことにもつながるものでございます。今後、皆様方から忌憚のない御意見を頂戴してまいりたいと存じます。

本日は、御審議いただく個別の環境影響評価事案はございませんので、担当から環境影響評価制度や、今後の環境影響評価予定事案について御説明を差し上げる予定でございます。2期目の委員の皆様におかれましては、既に御存じの内容も含まれるかと存じますが、この2年間の疑問点や確認事項など、また今期から委員に就任される皆様におかれましては、不明な点や御質問など何でも結構でございますので、御意見くださいますようよろしくお願いいたします。

結びに、皆様のますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げ、私の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（赤松） 課長につきましては、所用のため、恐縮ではございますが、ここで退席とさせていただきます。

○事務局（赤松） 続きまして、事務局からの自己紹介をさせていただきます。

私ですが、環境政策課の副課長の赤松と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（安村） 続きまして、環境政策課の安村と申します。いつもメール等で皆様と御連絡させていただいております。これから2年間よろしくお願いいたします。

○事務局（羽根尾） 同じく事務局の環境政策課の羽根尾と申します。私もメール等で皆様には御連絡差し上げておりますが、改めまして、2年間どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（赤松） それでは、会議を進めさせていただきます。

本日の会議ですが、委員総数の18名のうち16名の御出席をいただいております。埼玉県環境影響評価技術審議会規則第6条第2項の規定により、本会議が成立していることを御報告いたします。

さて、議事に先立ちまして、本審議会における正副会長の選任をいただきたいと思います。存じます。

まずは、審議会規則第6条により、審議会の議長を務めていただく会長の選出をお願いいたします。審議会規則第5条では、会長は委員の互選によることとなっておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

広木委員、挙手されていますので、広木委員、お願いいたします。

○広木委員 広木です。会長については、前の19期でもって2年間副会長を務めていただいた関口先生にお願いするのがいいかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（赤松） ただいま広木委員から、関口委員を推薦するという御意見をいただいたところでございますが、皆様いかがでしょうか。

○事務局（赤松） 特に御異議等ございませんので、関口委員を会長ということで、関口委員、お願いできますでしょうか。

○関口委員 はい、承知いたしました。お引受けいたします。皆様からの御意見を伺いながら進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○事務局（赤松） ありがとうございます。

それでは、埼玉県環境影響評価技術審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、議事の進行を関口会長にお願いしたいと存じます。関口会長、どうぞよろしくをお願いいたします。

○関口会長 よろしくをお願いいたします。

そうしましたら、皆様に了承いただきましたので、会長として進めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まず、審議会規則第5条では副会長を置くということになっておりますので、副会長を御指名したいのですが、私からは朝賀委員をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。皆様の御了承をいただきたいのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○関口会長 朝賀委員、ぜひお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

○朝賀委員 はい、承知いたしました。よろしく申し上げます。

○関口会長 そうしましたら、朝賀委員に副会長をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

そうしましたら、議事に入るのですが、公開につきまして事務局から御説明のほうをよろしく申し上げます。

○事務局（安村） 事務局でございます。

本日審議会は、傍聴の方いらっしゃいませんので、その旨お伝えいたします。

○関口会長 承知いたしました。傍聴者がいらっしゃらないということですので、そのまま議事に入りたいと思います。

次に、本日の会議の議事録の署名についてなのですが、審議会規則の第9条第2項によりまして、議事録には議長のほか、出席する委員のうちから2名の委員の方に署名と押印をいただくという規則になっております。今回の審議会につきましては、加藤委員と星野委員をお願いしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○加藤委員 承知しました。

○星野委員 お願いいたします。

○関口会長 ありがとうございます。

そうしましたら、議事に入らせていただきます。

まず、環境影響評価制度につきまして、事務局から御説明をよろしく申し上げます。

○事務局（羽根尾） それでは、事務局の羽根尾から、今スライド共有させていただいております埼玉県環境影響評価条例の概要につきまして御説明いたします。

○関口会長 パワーポイントの最初のレベルのスライドショーというところの右のほうに発表者ツールを使用するというボタン、ああ、それを消せばいいですね。発表者ツールを使用するというボタンを消していただいてから、スライドショーに入っただけであれば大丈夫だと思います。その上の発表者ツールを使用する、右のほうですね。右のほうにある発表者ツールを使用する、それを消していただいてからスライドショーに入ってください。

○事務局（羽根尾） 失礼いたしました。それでは、改めて御説明いたします。

環境影響評価は、大規模な開発事業などの実施前に、事業者自らが事業の実施による環境への評価を調査・予測・評価し、それを公表するとともに、地域住民等から環境保全上の意見を聞き、これを事業計画に反映させることにより、公害の防止や自然環境の保全を図るための制度でございます。条例アセスでは、計画書、準備書、評価書、事後調査書の4つの工程があります。

最初に、一番左側に記載されております環境影響評価調査計画書の部分を御説明いたします。一定規模以上の廃棄物処理施設の建設や、同じく一定規模以上の土地区画整理事業などの開発事業を実施しようとする事業者は、事業の目的や内容、事業の実施区域とその周辺の社会的、自然的状況を踏まえて調査・予測・評価を実施する項目と、その方法を記載した計画書を作成いたします。事業者が県に計画書を提出すると、県はその計画書を告示・縦覧します。一方、事業者も自ら公表するとともに、事業者としての説明会を開催し、計画の内容を広く近隣住民等に知らせます。こうして縦覧された計画書や説明会を通じて、計画書に対し環境保全上の意見を持った住民は、事業者に対して意見書を提出することができるようになっております。意見書が提出された場合には、事業者はその内容を県に提出いたします。そして、これら住民の意見や審議会の意見を踏まえまして、知事も事業者に対し環境保全の見地から意見を述べます。これで計画書に関わる手続は終了し、住民及び知事の意見を踏まえ、事業者は計画を修正した後、調査・予測・評価を実施いたします。

次に、その調査結果とその予測・評価に関する手続が、左から2番目の環境影響評価準備書の手続となります。準備書には、調査計画書への住民及び知事の意見に対する見解、実際に行った調査の結果、予測・評価の内容と環境保全のための措置、事後調査の計画を記載し、準備書を作成いたします。縦覧や事業者による公表、説明会などは、計画書と同じでございますが、準備書の場合には知事が住民の意見を聞く場があり、公聴会を開催することとなっております。住民は計画書と同様、事業者に対して意見書を提出することもできますが、この公聴会にて公述することもできます。そして、計画書と同様、準備書においても環境の保全の見地から知事意見をまとめることとなります。結果に基づく予測・評価が適切か、環境保全措置が結果にふさわしい内容か、事後調査の計画は環境保全措置の効果を確かめられるかなどでございます。不足がある場合については、知事意見で指摘することとなります。

続きまして、準備書における知事意見等を踏まえ、再度検討し、準備書を修正したものが、左から

3番目の環境影響評価書になります。評価書の場合、記載事項に対する住民や知事の意見は準備書の段階で伝えてあることから、告示・縦覧どおりとなっております。評価書の縦覧が終了すると、事業者は事業に着手することができます。

次に、一連の手続としては最後になりますが、一番右側、事後調査書について御説明申し上げます。環境影響評価は、事業の実施が及ぼす様々な環境要素に関わる影響について、調査・予測及び評価を行うとともに、その事業に関わる環境の保全のための措置を検討し、この措置が講じられた場合における環境影響を総合的に評価するものでありますが、事業実施後の検証も併せて重要になります。事後調査書の手続では、評価書での想定よりも環境に負荷がかかっていたり、環境保全措置が不十分だったりする場合には、追加の措置を求めることもあります。このため、縦覧はもちろんのこと、住民が今回も意見書を提出することも可能でございます。

以上が環境影響評価の手続に関する全般的な御説明となりますが、最後に知事意見と記載されている、右下に赤字で記載されている部分を御覧ください。本審議会の運営に反映する部分もございます。知事意見は、住民、関係市町村及び技術審議会の意見を踏まえて、環境保全の見地からの意見を作成することとなっております。環境影響評価は、一定のルールにのっとり、事業の実施による影響を調査・予測し、評価するものであり、本県の場合にはそれらのルールを埼玉県環境影響評価技術指針として規定しております。環境影響評価の調査項目は多岐にわたっており、それぞれの項目の専門性が高いことから、有識者の方の意見を聞くために審議会を設けており、本審議会がこれに当たります。

本県の審議会の進め方といたしましては、計画書が提出されたら小委員会を立ち上げ、詳細な議論は小委員会にて行うことにしております。通常2回程度小委員会を開催させていただき、審議会答申としての意見取りまとめをいただいております。この際、小委員会の委員ではない委員の皆様には、別途意見照会をさせていただきます。計画書の段階では、小委員会のみで意見の取りまとめを行うため、全体会を開催しておりません。調査・予測・評価の結果がそろった準備書が提出されたら、改めて小委員会を設置し、御議論いただきます。この場合も、通常2回程度小委員会を開催させていただき、調査計画書の際と同様、別途の意見照会も併せてさせていただきます。小委員会での議論がまとまりましたら、次に全体会を開催して、小委員会からの報告と併せ、全体会内で御議論いただき、審議会の答申としておまとめいただいております。つきましては、委員の皆様には各御専門の分野を中心に、この指針に照らし合わせながら、技術的、専門的な視点で忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、埼玉県環境影響評価条例の手続に関する説明を終わります。

○関口会長 ありがとうございます。

そうしましたら、委員の皆様から事務局のただいまの説明に対しまして御質問、御意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。画面をつけていただきましたら、私から指名させていただきますので、よろしいでしょうか。

小委員会のメンバー、委員の人選等につきましては、また事務局から連絡をいただくということになるのだと思いますが、よろしいでしょうか。

○関口会長 そうしましたら、次に進みたいと思います。

続きまして（２）になりますが、今後の環境影響評価事業につきまして、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（安村主幹） それでは、事務局、安村から、資料２に基づきまして御説明を差し上げたいと思います。

資料２、今後の環境影響評価事案（予定）という資料を共有しておりますが、資料は確認されますでしょうか。大丈夫でしょうか。

先ほどの環境影響評価の概要なのですが、補足ということで１点。環境影響評価の事例、こういった審議会について、初めて委員になられる方もたくさんいらっしゃると思うのですが、一つほかの行政機関が持っている審議会と違うところとしては、環境影響評価制度は許認可を基にしたものでは、基本的にはないというところがあります。環境影響評価法だと、許認可も関係するのですが、今後埼玉県内で行われるのは環境影響評価の条例、県の条例に基づくものなのですが、そういった場合は、基本的には許認可と直接リンクするものではないです。

例えばほかの審議会ですと、その審議によって、審議の結果が知事の決定の基になるとか、知事が許可する基になるとか、そういったものになることが結構多いのですが、環境影響評価制度というのは最終的に決定するのは事業者自らが決定するものになりますので、この基で県が許可するか、そういった基になるような審議会ではないというところが、ほかの審議会とも違うところっております。そういった意味で、先ほど御説明差し上げましたけれども、県の技術指針等を基にして、またプラスで皆様の御専門の中で御意見がありましたら忌憚のない御意見をいただいて、最終的には知事意見の参考にさせていただくという形になりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

そうしましたら、資料２の今後の環境影響評価事案につきまして御説明差し上げます。今現在、埼玉県の地図と位置、大体どのような事業が進んでいるかというのを概略的にお示ししております。まず、こちらの白の数字の①、彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事、廃棄物処理施設、こちらは廃棄物処理施設の更新工事になっております。埼玉県北部、寄居町における処理施設の更新工事なのですが、こちらは今準備書という手続に入っております、先ほどのフローでいう２番目の手続に入っております。縦覧は終了しております。後ほど、こちらについては細かく御説明差し上げます。

続きまして、こちら②、深谷市というところであります。こちら民間事業者による廃棄物処理施設の、こちらは新設工事です。同じように調査計画書がついた準備書という手続まで進んでおりまして、こちらについても後ほど細かく御説明差し上げます。

こちらの黒丸白抜き数字の①から⑥番までにつきましては、こちらは全て区画整理事業の事案でございます。まだ準備書というものの手続に入っていないのですが、この中のいずれかが、恐らく今年度中に準備書という２番目の手続を開始するものになります。見ていただくと分かりますとおり、ここに埼玉県圏央道が東西に延びておりますので、この圏央道の周辺の、県もこの辺りを企業誘致等もしている関係で、区画整理として都市計画決定しまして、大体流通系が多いのですが、

そういったような工業団地や区画整理事業があります。

また、こちら都県境、和光市というところなのですけれども、埼玉県と東京都の境の辺りで、ここに外環道が通っておりますので、外環道の和光北インターの辺りです。こちら、ここに254号という国道のバイパスが真ん中を通るのですけれども、またそこに関してのやはり区画整理事業というのが予定されております。全て調査計画書という手続は、もう既に終わっております、次の準備書という手続に入る前の段階です。なので、この中の①から⑥の黒のところ、この辺りの幾つかは、恐らく今年度また準備書の手続に入ってくるかと思っております。

まず、本日は、もう既に手続が開始されております①番と②番の事業、個別の事業について御説明いたします。まず、今資料2-1という資料を共有しております。こちら彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事、寄居町における廃棄物処理施設の更新事業です。

まず、概要からですけれども、場所は寄居町ですけれども、こちらは小川町というところに隣接している県の造った工業団地になります。彩の国資源循環工場という形で、最終処分場や、あとは資源化施設、民間の運送施設、製造業などが、県が誘致して造っている工場の中に既存で存在している、こちらなのですけれども、こちらにあるオリックス資源循環という会社、こちらが既存でもう既に1度焼却施設を造っているのですけれども、その焼却施設を更新するという工事です。それに伴いまして、環境影響評価を行っているというものになります。

整備する施設の能力として、既存が日量450トンの処理能力のところ、日量675トンまで焼却能力を上げるというものになっております。こちらについて、令和2年度に調査計画書の手続をさせていただきました。

主な現在分かっている調査予測結果につきまして、大気質については、こちらは産業廃棄物と一般廃棄物の処理施設なのですけれども、産業廃棄物について、いわゆる特定有害物質、産業廃棄物といろいろな有害物質を含むものも許認可上は今のところ受け入れる予定の事業概要ですので、大気への影響、その他有害物質の大気への影響というところも幅広に予測評価をしております。ただし、大気有害物質全てに環境基準があるというものではないですので、そういったものも入っていますので、その辺りの予測評価をどのように最終的に評価するのかというところで、課題としては1つあります。

また、次に2番目なのですけれども、事業自体は建て替え事業ですので、もう既にこちらは開発が済んでいる場所になります。ただ、周辺に、先ほどの地図で見ていただいたとおり、かなり森林が残っているというところもありまして、この事業地内の森林が、彩の国資源循環工場という県のこの事業地内にも森林は残されているという関係で、その周辺に存在するのではないかとこの動植物への影響、工事によっての影響やその保全策が十分なのか、そういったところも議論が必要になる可能性があります。

また、3番目、こちらは特に処理施設の処理の方式でコークスを大分多く使うというような内容になっておりますので、温室効果ガスも問題になっておりますので、その温室効果ガスの排出量の増大につながるような事業内容、またそれを軽減するための二酸化炭素の貯留だとか、そういった方策がないのかどうか、あとはエネルギーの有効利用の関係の部分というのが課題になっております。彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事の論点としては、そのようなところになるのかと思われ



ます。

続きまして、資料の2-2に移ります。資料の2-2のほうは、株式会社シタラ興産レガリアー廃・産廃処理施設整備事業ということで、こちらも民間事業者による廃棄物処理施設の整備ですが、こちらは全くの新設になります。既存の工業団地がこちらにありまして、上越新幹線が通っていて、こちらのほうに埼玉県北部、熊谷の駅がこの辺りにあります。埼玉県の熊谷市というところと深谷市、県北部ですね、の間にまたがる工業団地の中で、1つ廃棄物処理施設、廃棄物焼却施設を整備するという事業になります。

整備する施設の能力は、廃棄物処理施設、日量230トンを予定しております。

主な調査予測結果としまして、廃棄物処理施設の新設、焼却施設の新設ですので、大気質や温室効果ガスへの影響が考えられます。

また、施設内に大きい破碎機を設置しますので、その破碎機の稼働や、既存建物の解体工事も行いますところで、それらによる騒音への影響やその対策が考えられます。

また、3番目、実際こちらはもう既存の工業団地の中でして、周辺の動植物調査もしているのですが、いわゆる保全すべき希少種と言われるものの確認は、少ないと状況になっております。以上が株式会社シタラ興産の御説明になります。

こちらの2つの事業につきましては、近々先ほど説明がありましたとおり小委員会という形で御議論をいただきたいと思っております。通常ですと、小委員会というのを2回開催させていただきまして、最後に審議会を開催させていただいて答申をいただくというような流れになります。小委員会の委員につきましては、会長と相談の上、決定させていただきまして、事務局のほうから小委員会の委員で御協力をお願いしたいというものを後ほど、また後日メールをお願いを差し上げたいと思います。そうしましたら日程の調整等もさせていただいて、実際に審議会、小委員会の審議会の日程を調整させていただくというような流れになります。

また、小委員会に先立ちまして、現地の確認というのを行っております。小委員会、審議会についてはウェブで開催している関係上、現地視察というのがちょっとできませんので、別の日程で現地の視察というのを行っております。基本的には事務局で現地の視察を行うのですが、もし日程が合うような委員の方で、現地を実際に確認されたいというような御要望ありましたら、皆様に日程をメールで差し上げますので、事務局まで回答いただければと思います。基本的には、事務局で撮影をしたものを皆さんに共有させていただくことになるのですが、日程がもし合いましたら、一緒に現地の確認をさせていただきたいと思います。

事務局から、資料2関係の説明は以上になります。

○関口会長 ありがとうございます。

前審議回での案件でもありましたので、御記憶に残っている委員の方もいらっしゃるかと思いますが、ただいまの2件の事務局の説明に対しまして御質問、御意見等ございましたら、画面をつけて挙手をお願いしたいと思います。御意見ございますでしょうか。

現地視察の件は、初めて委員になられた先生は分かりにくいかもしれませんが、動画で地図と、どの方面からどう歩いているというような図面と動画が事務局から送っていただけますので、それを見

て全体の雰囲気分かるような状況になっているということになります。

あと準備書と計画書ですか、送付についてはどういう資料がこれから送られてきてということ或少し御説明しておいたほうがいいかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○事務局（安村） 最初の資料1の図書の送付の話ということでしょうか。

○関口会長 そうですね。私が初めて委員になったときに、突然すごい分厚い本が何冊も送られてきて、何が何を意味する本なのかとか、最初あまり分からなかった記憶があるものですから、準備書の中にも概要版がありますよとか、その辺を少し御説明いただいたほうがよろしいかなと思います。

○事務局（安村） 今、恐らく先ほどのオリックス資源循環というものとシタラ興産というものの2つの図書が、皆様のところにお送りしているかと思えます。ですので準備書というところなのですけども、大体3冊セットでお送りをすることになります。もっと量が多いところは分冊される場合もあるんですけども、準備書というものの本編がかなり分厚いものが、10センチはないですけども、厚さが大分分厚いものというのが準備書。また、それをまとめたものが概要版というので、準備書の概要というのがまずもう一つ。あとは、その資料編というところで、細かい計算の過程だとか、準備書本編に載せるほどではないけれども、皆様にお知らせしたいもの、お示ししたいものということで資料編という形で、3冊セットで皆様のところにお送りしております。

計画書のときは計画書と、あとは概要版ですね。基本的には、資料編はこの準備書の後、実際に調査をして、予測をしたその結果になると、資料編に細かいデータ等が載ってきますので、そこがこの準備書のときと、大体評価書のときもついてくるということになります。

最後に、事後調査までいく、今年度もしかしたら事後調査というものもある予定ではありますので、ここになりますと、そこまで分厚い図書にはならないです。というのも、準備書というものと評価書というもの、こちらはほとんど同じような内容になります。準備書というのは評価書の案というふうにも呼びまして、評価書を最終的に確定する前に案を事業者が関係する皆様にお示しするものです。県だけではなくて、住民の方にもお示しをして、いろいろな意見をいただいた中で、最終的に確定したものが評価書ということになりますので、この評価書と準備書というのは似たような内容のものが書かれます。その関係で、評価書についても評価書そのものと、その概要と、あとは資料編というものがくっついております。

最終的にこの事後調査というのは、評価書まで終わると事業に着手できますので、事業者さんが実際の事業に着手します。この事後調査というのは、その事業が着手して、例えば区画整理事業であれば面的な整備が終わった段階で、あとは事業者さんが参入してきてという状態になった後に、実際に評価した内容の妥当性について再検証するような意味合いで事後調査を行います。ですので、評価書の段階でその評価の結果の確度が高いものについては、あえて事後調査の項目には選定はせずに、ある程度調査をする項目を絞って行うのが事後調査です。そういう意味で、事後調査というのは評価書に比べると分量としても少なく、どれをどういうふうに絞るかというのは、準備書の段階でそこも含めて記載されていますので、準備書の中で事後調査はどのような項目をやりますというのがここに書かれています。であれば、その事後調査の項目としても妥当なのかということも含めて、この段階では御審議いただきます。そこで確定したものが評価書になりますので、その事後調査は、ここに載っ

ている計画に基づいて事後調査を行います。

ですので、ここからここまでは大体時間が空いているもの多くて、場合によってはもう10年ぐらい空いたり、間がちょっと空いてしまうというのがあるのですけれども、事後調査というものの性格上、その辺りは避けにくいと思います。

以上でございます。

○関口会長 すみません。私から1点質問なのですが、準備書の段階の小委員会で、その先のリスクが読めないで測定項目を増やしたほうが良いというような議論が小委員会で多分出ることが多いのですが、それが出て知事の意見書に入って評価書に入った場合の、その後の事後調査の段階では、これらの小委員会の意見から追加した項目というものについては、最終的にどういうふう to 評価されるのでしょうか。事後評価の段階で、もう一回小委員会みたいなものが5年後、10年後に、もうメンバーは違うのですが、開かれるということになるのでしょうか。

○事務局（安村） 知事意見の中で、例えばこういう項目についても県はすべきというような意見が出た場合、まずはその事業者がその意見をどういうふう to 扱うのかというのがあると思います。この知事意見は、いわゆる行政処分ではありませんので、拘束力はないというようなものになりますので、その意見を基に事業者がどう考えるかで、必要だというふう to 考えれば、当然評価書の前に追加の調査するということがありますし、それは追加の調査はせずに、例えば事後調査のときにちょっとその部分ケアをしますとか、全くそういうふう to 意見は聞きませんという、もしかしたら事業者もいるかもしれませんが、幾つかのパターンがあるというふう to 思います。

○関口会長 ありがとうございます。

我々は、委員としてはとにかく専門的な立場から多くの意見を出して、とにかく事業者が評価するかしないかを決めるとしても、議論をする題材を与えるではないですけれども、我々がたくさんのチェックをするという委員会になると思いますので、今後もたくさんの御意見をぜひよろしくお願いしたいと思います。

何かほかに御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、以後具体的に小委員会がまた動いていきますので、委員の皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

そうしましたら、本日の議事はこれで全て終了になりますので、進行を事務局のほう to お返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

○事務局（赤松） 関口会長、進行のほう to どうもありがとうございました。

皆様には、今後審議会あるいは小委員会にて個別の事案に係る御審議をいただくこととなりますので、その際は忌憚ない御意見頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で本日の審議会は終了となります。お忙しい中、どうも今日はありがとうございました。お疲れさまでした。これで終了いたします。

○関口会長 どうもお疲れさまです。ありがとうございました。

午後3時48分閉会